

洞爺湖町宿泊税の徴収事務に関する説明会（2月9日）

質疑応答

質疑1：宿泊料金が1泊2食の場合、食事代を除いた宿泊料金に対して税金を納めていただくということでしょうか。

- 1泊2食の場合は、食事代を除いた金額で宿泊税を計算していただきます。宿泊税導入の検討段階で、宿泊施設ごとに食事の単価が異なりますが、食事代金については各施設で金額を判断していただくことになっております。

質疑2：1棟貸しの場合、30000円を1人で利用する場合は2万円以上、2人で利用する場合は2万円未満の宿泊税となるということですか。

- 1棟貸しを1泊3万円を1人で利用する場合、 $30000円 \div 1人 = 30000円$ となるため、宿泊税は2万円以上5万円未満の700円（町500円、道200円）となります。

2人で利用する場合は、 $30000円 \div 2人 = 15000円$ となるため、2万円未満の宿泊税300円（町200円、道100円） $\times 2人 = 600円$ となります。

2人の宿泊で大人1人、小学生以下1人（子供料金の設定がない場合）だと、 $30000円 \div 2人 = 15000円$ となり、宿泊税は大人が300円（町200円、道100円）、小学生以下は100円（町非課税、道100円）を宿泊税となりますのでご注意ください。

（手引き10ページ、例12を参照）

質疑3：事業所が庁外にあります。申告書等について郵送やメールで提出する際の送付先やアドレスはどこに掲載されていますか。

- 申告の際の提出先は郵送、メールいずれもすべて洞爺湖町役場に提出いただくかeLTAXで提出いただくことになります。

電子申告については、手引きの16ページをご覧ください。

質問4：小学生以下については洞爺湖町分は課税対象外ということですが、申告の際は合わせて申告するというのでしょうか。

- 申告の際に小学生以下と大人、北海道と洞爺湖町についてどのように申告するかということですが、別途配布した「宿泊税納入申告書」の区分が北海道と洞爺湖町の宿泊税額を合算した金額となっておりますので、月計表と合わせてそれぞれ計算していただきます。

質問5：小学生以下の判断について、外国人であっても年齢が小学生以下であれば課税対象外となるということですか。

→ 外国人であっても年齢によって、洞爺湖町の宿泊税は課税対象外となります。

質問6：入湯税の金額が変更となると聞いていますが、HP等で確認できなかったのが、間違いなく変更となるのでしょうか。

→ 鉱泉浴場のある施設においては現在、入湯税を1泊300円徴収していますが、4月から宿泊税の導入に向けて検討を重ねてきた中で、洞爺湖町宿泊税は2000円以下は1泊200円となり、入湯税は1泊300円から100円に変更することになっています。

もともと入湯税を徴収していただいている施設については、洞爺湖町宿泊税と入湯税の合計金額が300円のまま負担増とならないことも考慮して税額設定をさせていただきます。

入湯税については、小学生以下は無料ということで、洞爺湖町宿泊税においても小学生以下は課税対象外としております。

入湯税の申告手続きについては、金額は変更となりますが、これまでと同様になります。